

總 第  
一一五  
号

起 案  
昭和 壬年 十月 二十一日

上奏 昭和 壬年 十月 二十三日 施行 昭和 壬年 月 日

昭和 年 月 日 公布 昭和 年 月 日

(星)

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣法制局長官

内閣参事官



古井国務大臣

渡辺国務大臣

渡海国務大臣

小坂国務大臣



國田国務大臣

江崎国務大臣

澁谷国務大臣

田中國務大臣



金子(三)国務大臣

森山国務大臣

上村国務大臣

中野国務大臣



内藤国務大臣

白瀆国務大臣

金井国務大臣

三原国務大臣



橋本国務大臣

栗原国務大臣

金子(三)国務大臣

山下国務大臣



元号選定手続について

(總理府一本府)

内閣

内閣総理大臣	古井国務大臣	國田国務大臣	金子(三)国務大臣	内藤国務大臣	橋本国務大臣	栗原国務大臣	金子(三)国務大臣	山下国務大臣
内閣官房長官	渡辺国務大臣	江崎国務大臣	森山国務大臣	白瀆国務大臣	金井国務大臣	上村国務大臣	田中國務大臣	中野国務大臣
内閣官房副長官	渡海国務大臣	澁谷国務大臣	上村国務大臣	金井国務大臣	三原国務大臣	山下国務大臣	中野国務大臣	山下国務大臣
内閣法制局長官	小坂国務大臣	田中國務大臣	中野国務大臣	三原国務大臣	田中國務大臣	山下国務大臣	山下国務大臣	山下国務大臣
内閣参事官	田中國務大臣	中野国務大臣	山下国務大臣	山下国務大臣	山下国務大臣	山下国務大臣	山下国務大臣	山下国務大臣

総審第242号

昭和54年10月22日

内閣総理大臣 大平正芳 殿

内閣総理大臣 大平正芳



元号選定手続について

標記について、別紙のとおり閣議に報告を求めます。

裏  
面  
白  
紙

総 理 府

B-5 ダイブ(10月24号 Q00改元令)

元号選定手続について

昭和54年10月23日  
(閣議報告案)

元号法(昭和54年法律第43号)に定める元号の選定については、次の要領によるものとする。

1 候補名の考案

- (1) 内閣総理大臣は、高い識見を有する者選び、これらの者に次の元号とするのにふさわしい候補名(以下「候補名」という。)の考案を委嘱する。
- (2) 候補名の考案を委嘱される者(以下「考案者」という。)の数は、若干名とする。
- (3) 内閣総理大臣は、各考案者に対し、おおよそないし5の候補名の提出を求めるものとする。
- (4) 考案者は、候補名の提出に当たり、各候補名の意味、典拠等の説明を付するものとする。

2 候補名の整理

- (1) 総理府総務長官は、考案者から提出された候補名について、検討し、及び整理し、その結果を内閣総理大臣に報告する。
- (2) 総理府総務長官は、候補名の検討及び整理に当たつては、

裏面白紙

次の事項に留意するものとする。

ア 国民の理想としてふさわしいようなよい意味を持つもの  
であること。

イ 漢字2字であること。

ウ 書きやすいこと。

エ 読みやすいこと。

オ これまでに元号又はおくり名として用いられたものでないこと。

カ 俗用されているものでないこと。

### 3 原案の選定

(1) 内閣総理大臣の指示により、内閣官房長官、総理府総務長官及び内閣法制局長官による会議において、総理府総務長官により整理された候補名について精査し、新元号の原案として数個の案を選定する。

(2) 全閣僚会議において、新元号の原案について協議する。

また、内閣総理大臣は、新元号の原案について衆議院及び参議院の議長及び副議長である者に連絡し、意見を伺う。

### 4 新元号の決定

閣議において、改元の政令を決定する。